

介護保険料 ～しっかり納めてあんしん介護～

<なぜ保険料を納めるの？>

介護保険は、加入者自身が助け合いの考えに立って保険料を負担し、誰かが介護が必要になったとき、サービスを提供する仕組みです。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財産です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

<介護保険運営費の内訳>

保険料（50%）		公費（50%）		
65歳以上 の人（第1 号被保険者） の保険料	40歳以上65歳未満の人 （第2号被保険者）の保険料	国の負担金	県の 負担金	町の 負担金
23%	27%	25%	12.5%	12.5%

+

サービス利用者負担

<いくら納めるの？>

65歳以上の人の保険料は3年ごとに見直され、3年間のサービス利用料やそれともなう費用の見込み等に応じて設定されます。

介護サービスにかかわる費用のうち、65歳以上の人の負担分（23%）に応じて基準額が決まります。

この基準額をもとに、所得段階別に保険料が決められています。（左記参照）

介護サービスにかかる費用（利用者負担分を除く）のうち、65歳以上の人の負担分（23%）	÷	65歳以上の人数	=	介護保険料の基準額
---	---	----------	---	-----------

<保険料を納め始めるのは>

第1号被保険者として介護保険料を納めるのは、65歳に到達した月からです。また、到達した日とは、誕生日の前日になります。

例 7月1日生まれ 6月30日が到達日となり6月分より納めます
7月2日生まれ 7月1日が到達日となり7月分より納めます

<保険料の納め方>

年金の受給額によって、年金からの差し引き→**特別徴収** の2通りに
納付書での納付 → **普通徴収** 分かります。

◎ 年金から差し引かれる<特別徴収>の場合

対象となるのは・・・年金の年額が18万円（月額1万5千円）以上の方
差引となる年金は、老齢（退職）・遺族・障害年金です。

納め方・・・年6回の年金の定期払いの際に、年金の受給額から介護保険料
があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）
前年の所得が確定していないため、4・6・8月は前年度2月の保険料額と同額を納めます。（6・8月を調整する場合があります。）			確定した年間保険料額から仮徴収分（4・6・8月）を差し引いた額を、3回（10・12・2月）に分けて納めます。		

こんな場合は普通徴収になります

年金の額が18万円以上の人でも、次のときには一時的に納付書（普通徴収）で保険料を納めます。徴収の方法は随時特別徴収に切り替わります。その場合、二重に保険料をもらうことはありません。

- 65歳（第1号被保険者）になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 年度途中収入申告のやり直しなどで所得段階の区分が変更となった場合
- 4月1日の時点で年金を受けていなかった場合
- 現況届けの未提出、年金担保、年金差し止めなどで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなった場合

◎ 納付書での納付<普通徴収>の場合

対象となるのは・・・年金の年額が18万円（月額1万5千円）未満の方
差引となる年金は、老齢（退職）・遺族・障害年金です。

納め方・・・納付書や口座振替による金融機関への納付で、7月から翌年2月までの8期で納付していただきます。

普通徴収の場合は口座振替が便利です

大江町指定の金融機関または郵便局でお申し込みください。

- 持ち物 **預貯金通帳／通帳の届出印／納付書**

<保険料を納めないでいると？>

- ◎ 1年以上滞納すると・・・通常、サービスにかかる費用の1割(2割)の自己負担ですみますが、費用の全額をいったん自己負担し、申請により6割～9割の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変わります。
- ◎ 1年半以上滞納すると・・・一時的に給付の一部または全部が差し止めになります。なお滞納が続く場合は、滞納していた保険料と相殺されることもあります。
- ◎ 2年以上滞納すると・・・通常1割(2割)の自己負担が3割になります。
(自己負担3割の場合は4割)

納付が難しいときには相談を！

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免を受けられることがあります。また、保険料の分納の相談も受け付けます。

<40歳以上の保険料は？>

40歳以上64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入する医療保険によって異なります。

- ◎ 職場の健康保険加入者・・・健康保険の種類ごとに、算出した計算方法をもとに決まります。納め方は、健康保険などの保険料に上乗せした形で、給与から差し引かれます。
- ◎ 国民健康保険加入者・・・第2号被保険者の所得や被保険者数などによって決まります。納め方は、医療保険分と介護保険分を合わせた国民健康保険税として世帯主が納めます。

64歳から65歳になったとき

特に手続き等は必要ありません。また、国民健康保険税として納付している介護保険料は65歳に到達する前月分までを納期数で分けてありますので、納付書は重複する場合がありますが、二重納付になることはありません。

【お問い合わせ先】

大江町役場 税務町民課 町民税係 TEL 0237(62)2119